

契約期間・・・令和8年3月31日まで ※年度契約更新（例外あり）

試用期間・・・採用後3カ月

就業時間・・・契約職員就業規則による。

月曜～金曜 8時30分～17時15分

5時30分～14時15分（早出）

休日・・・土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日のほか
契約職員就業規則に定める日。（※交代制日直のため休日出勤あり）

休暇・・・年次有給休暇があります。（※1年目最大12日。6ヶ月間は月1日。）

休業制度……育児休業及び介護休業制度があります。

※採用後1年を経過するまでは取得できません。

福利厚生……①共済組合保険（短期）、厚生年金制度があります。

②労災保険および雇用保険に加入しています。

被服・・・ユニフォーム貸与

【別途手当支給制度】

通勤手当実費支給 上限55,000円（通勤距離2キロ以上が対象）

住居手当支給 上限28,000円（家賃61,000円の場合）※支給要件あり

その他 扶養手当、時間外手当、早出手当等があります。

7. その他

採用試験及び面接等を通じて知り得た個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、採用以外の目的には使用いたしません。

8. 問い合わせ先及び郵送先

〒810-8539 福岡県福岡市中央区長浜3丁目3番1号

国家公務員共済組合連合会 浜の町病院 総務課 人事係

Tel 092-721-0831 Fax 092-714-3262 E-mail: tsutsumi-m@hamanomachi.jp

※封筒に「栄養士・調理師応募書類」と朱書きしてください。

(注1) 浜の町病院職員および契約職員とは

当院が国家公務員共済組合法に基づいて設立された医療機関であることから、長期共済組合員の定員枠があり、それ以外の職員については「短期共済組合員」として採用しています。

短期共済組合員は、勤務評価の成績に応じて、長期共済組合員と同等の給与待遇となる制度を設けています。

「長期共済組合員（連合会職員）」と「短期共済組合員（浜の町病院職員・契約職員）」の条件的な主な違いは次のとおりです。

	長期共済組合員	短期共済組合員	
	連合会職員	浜の町病院職員	契約職員
雇用期間	無期雇用	無期雇用	有期雇用
初任給	連合会給与規程による	連合会職員に準ずる	病院給与規定による
昇給	有 (連合会の規程による)	連合会職員に準ずる	病院給与規定による
通勤手当	有	連合会職員に準ずる	連合会職員に準ずる
住居手当	有	連合会職員に準ずる	病院給与規定による
扶養手当	有	連合会職員に準ずる	病院給与規定による
賞与	国家公務員に準ずる	連合会職員と同等	連合会職員と同等
保険関係	共済組合(長期)	共済組合(短期) +厚生年金保険	共済組合(短期) +厚生年金保険
退職金	有 (連合会の規程による)	有 (病院の規程による)	無